

## 第5回医療情報データベースの運営等に関する検討会への意見

認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML  
理事長 山口 育子

2017年7月19日に開催されます第5回医療情報データベースの運営等に関する検討会に所用のため途中退席しますので、後半の議事内容について以下の意見を提出致します。

### 1. 議事次第2（2）運営の経費等に関する検討

医療情報データベースの運営の経費に関するワーキンググループの報告書を拝読し、多岐にわたる緻密な項目に基いて試算されたことがわかりました。ただ、このMID-NETの利活用は初めての試みであるだけに、一度決定した経費や利用料であっても、運営が始まった後も収支を見ながら運営コストの削減の必要性について検討を重ね、必要に応じて見直しをすることが大切ではないかと考えます。

### 2. 議事次第2（3）協力医療機関による利活用に関する検討

データセンター不利用の場合の複数施設のデータ解析において、協力医療機関同士の共同研究のみ認められるとされています。そのルールに異論はございませんが、医療機関のなかには、本来は別の医療機関や企業で勤めていて、非常勤でかかわっている職員の方も含まれていると思います。外部の人間にはどの職員が常勤職員で、どの職員が非常勤職員課の判別は不可能なだけに、その研究にかかわっている人が全員、協力医療機関内部かどうかの判断ができません。降圧剤の臨床研究不正事案が実際に起きたことを考えると、今回の利用料のルールを発表する際に、協力医療機関が自主的に共同研究者の構成に問題がないかどうかを責任もって精査するよう改めて求める必要があるのではないかと思います。

### 3. 議事次第3 最終報告書（案）について

16ページの328～329行目にかけて、協力医療機関やPMDAでは患者に対して電子診療情報の利用目的等について公表し、本人が拒否できる機会を設ける必要があると記載されています。このような「公表」はホームページによる情報提供になりがちですが、それでは患者に確実に届く「公表」にならないと思います。ぜひ公表する場や手段についても「インターネットにアクセスできない患者に対しても確実に届くような手段を用いて公表」といった内容を報告書に明記していただきたいと思います。

以上